

所有者、管理者の方へ

国土交通省 住宅局 建築指導課  
一般社団法人日本エレベーター協会

## 小荷物専用昇降機の適正な維持管理のお願い

昇降機を安全にご使用いただくためには、「維持管理」が重要です。

維持管理については、建築基準法の第8条の第1項に「建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備（注；小荷物専用昇降機も含まれています。）を常時適法な状態に維持するよう努めなければならない。」と規定されています。

このため、所有者、管理者又は占有者は、管理体制の整備、日常の点検等を徹底し、専門の技術を有するものに保守点検を依頼する等、適切な維持管理をしていただくようにお願いいたします。

### 維持管理の例

維持管理の主な項目及び具体的な内容は、次のとおりです。詳細な維持管理については、ご使用の小荷物専用昇降機の製造会社の取扱説明書（又は、取扱説明書＜運行管理編＞）を確認ください。なお、取扱説明書をお持ちでない場合は、製造会社にお問い合わせください。

表 維持管理の主な項目及び具体的な内容

維持管理の主な項目	具体的な内容
管理組織、運営	1) 管理責任者、及び緊急時の連絡先を明確にする。 2) 取扱説明書、図面等の関係図書を大切に保管する。 3) 保守点検を専門の技術を有するものに依頼する。
日常の管理	1) 日常点検を行い、異常の有無を確認する。 2) 機械室の鍵、運転キーは厳重に管理する。
適正な昇降機の使い方	1) 昇降機の使用者を適切に指導、訓練する。 2) 取扱説明書どおりの使用を確認する。 3) 機械室内及び昇降路内への立ち入りを禁じ、かご内に入ることを禁じる。 4) 取扱要領、使用上の注意のステッカーを出し入れ口の戸に貼付する。
使用者に対する安全指導	1) 使用者に取扱要領、使用上の注意等を周知、指導する。 2) 使用者はかご内に表示された定格積載量を守り、荷崩れしないようにし、かご内からはみ出さないように載せる。 3) かご内に入らない。出し入れ口から体を入れない。

次に、上の表の項目についての主な実施例を示します。

### 日常の点検例

「戸が閉まってから、かごが動くこと」、「出し入れ口の戸の開閉はいつもと変わりないか」、「出し入れ口の戸を開閉して、開いている時に**使用中**灯が、閉じた時に**戸締確認**灯が点灯すること」を、戸の開閉時に挟まれ等に注意して、確認ください。

なお、**使用中**、**戸締確認**灯等の名称は、製造会社によって異なります。取扱説明書等で確認ください。

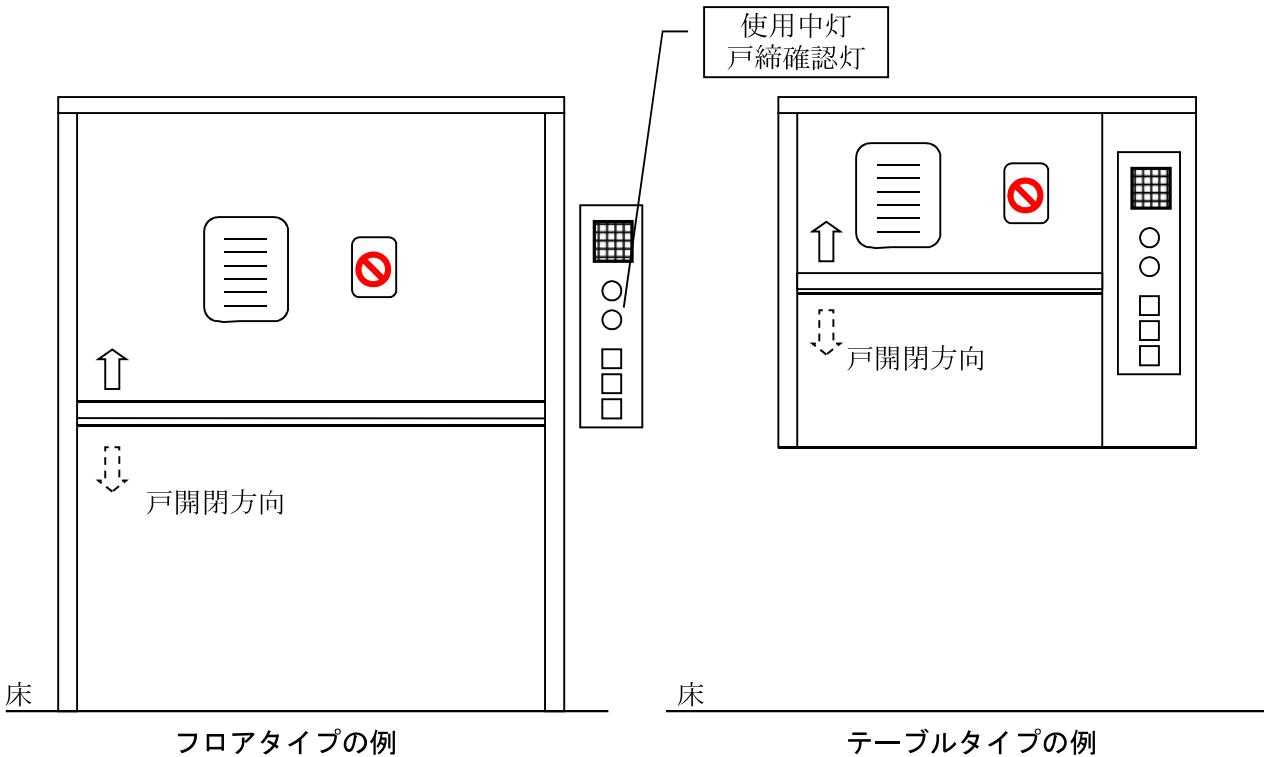
### かご内清掃の注意事項

かご内の清掃をするときには、かごの奥まで届く、柄のついたモップ等を使用ください。かご内に乗り込んだり、出し入れ口から体を入れたりして清掃しないように注意ください。

### 「使用上の注意」等の取り付け例

「使用上の注意」等のステッカーに汚れ、破損がないかを点検してください。汚れ、破損がある場合には取り替えてください。

新たに貼るステッカーについては、製造会社等にお問い合わせください。



床

フロアタイプの例

床

テーブルタイプの例

### 「使用上の注意」等のステッカーの例

ステッカーの例を示します。なお、ステッカーは製造会社等によって異なる場合があります。

**小荷物専用昇降機使用上の注意**

1. 人は絶対に乗ってはいけません。
2. 戸は静かに開閉し、使用後は必ず閉めること。
3. かごを確認してから、荷物の出し入れを。
4. 積荷はきちんと、台車には車止めを。
5. 定格積載量を厳守のこと。
6. 故障の場合は管理者へ。

「使用上の注意」ステッカーの例



「搭乗禁止」ステッカーの例

### 緊急時の連絡先

緊急時の連絡先、又は保守会社名及び連絡先を出し入れ口付近に表示してください。